

# 台湾における憲法改正案の制定過程と国民投票の実施

渡辺 耕治

## 一 序

### 二 憲法改正を行う要因と行使形態

### 三 中華民国憲法における改憲条項の変容

### 四 公民権年齢引き下げの議論と社会状況の変化

### 五 一八歳公民権に関する憲法改正案の成立と国民投票実施までの過程

### 六 国民投票

### 七 結語

## 一 序

二〇二二年一月二十六日、台湾において中華民国憲法第一三〇条で規定している選挙権年齢を満二〇歳から満一八歳に、被選挙権年齢を満二三歳から満一八歳に引き下げる憲法改正案（通称「一八歳公民権」）の賛否を問う国民投票（台湾では公民投票<sup>1)</sup>と表記）は、四年毎に行われる地方自治体の首長および議会議員を改選する中華民国地方公職人員選挙（通称「九合一選挙」<sup>2)</sup>、日本の統一地方選挙に相当）に併せて実施された。これは二〇〇五年六月一日に公布した

中華民國憲法增修条文(以下、追加条文と表記する)第七次改正第二二条の規定に従い、二〇二二年三月二十五日に立法院で可決された一八歳公民権に関する憲法改正案を国民による複決(Referendum、国民投票)、換言すると、有権者の再審査に付したためである。<sup>(5)</sup>

一八歳公民権に関する憲法改正案が立法院において可決されたのは、二〇〇四年八月二三日に「国会改革(立法委員の定数を二二五名から一一三名に半減させる)、公投入憲(国民投票を憲法に明記する)」の憲法改正案を可決されて以来一八年ぶりである。<sup>(6)</sup> また、憲法改正案を有権者の複決に付したのは、一九四七年二月二五日に中華民國憲法が施行されて以来初めてである。要するに、追加条文第七次改正において有権者の複決を明記するまで、憲法改正案を議決する権限を有していたのは国民大会のみであったのである。

「公民投票法」は二〇〇三年に制定並びに施行された後、二〇〇四年三月から二〇二一年二月までの間に台湾の全国規模で実施した国民投票は合計二〇件ある(表一を参照)。この中で、国民投票を実施した事項は、主に重大政策の創制(Initiative、国民発議)、立法原則の創制、法律の複決であり、憲法改正案が題目となった国民投票は一度も実施したことがない。二〇二二年一月二六日に実施された一八歳公民権に関する憲法改正案の国民投票は、賛成票(五四七)六四七一〇二票)が反対票(五〇一六四二七票)を六三万票以上上回ったものの、成立条件である賛成票が有権者総数(一九三三九三九二人)の過半数(九六一九六九六人)に達することができなかつたため、この憲法改正案は不成立となった。<sup>(8)</sup>

現在、中華民國憲法の改正に関する研究は多数の著書や論文がある。その中で、追加条文第一次改正から追加条文第七次改正までそれぞれの憲法改正の経過や状況を概説した研究として、陳志明「中華民國憲法第七次修正の研究」、蔡柱國「台湾の憲法改正について―その原型、改正状況と展望」、淺野和生「台湾の憲政改革の経過と現状―中華

民国憲法」改正の経過と残された課題<sup>11)</sup>」などがある。次に、追加条文第七次改正が施行された後、将来における憲法改正の手続き問題を論じている研究として、若林正丈著「台湾の政治…中華民國台湾化の戦後史(増補新装版)」は、「公投入憲」を曲りなりに実現した点で、公民投票法の制定と合わせて、台湾の政治制度に直接民主制を導入し、台湾を単位とする国民主権の制度化を一步先に進めたという意味で、形の上では、陳水扁政権にとつては「民主の深化」の上での一つの成果であつたと言える。…改憲には極めて高い敷居が設定され…立法委員の四分の三、さらに有権者の過半数の賛成が必要という規定は、新たな選挙制度が国民党に有利である状況下では、…改憲禁止的な規定である」と指摘する<sup>12)</sup>。また、松田博康「台湾における憲政の展開過程概論―独裁か民主か？ 中華民國か台湾か？―」は、「追加条文第七次改正により、中華民國憲法の改正手続きのハードルが上げられた。…激しい対立を繰り返している二大政党が賛成し、大多数の台湾住民が高度なコンセンサスを持っている案件でない限り、憲法改正はもはや不可能であるとさえ言える。しかも、公民投票は総統選挙のような高い投票率が見込まれる選挙の際に同時実施しなければ、全く成立する見込みはない。中華民國憲法は、世界の中でも改正のハードルが最も高い部類に入ってしまった」と指摘する<sup>13)</sup>。張嘉尹「憲改方式的選擇―制憲、修憲與憲法變遷」は、中華民國憲法に国民投票を明記した意義は、直接民主制を実施して国民が憲法改正権を行使できるだけでなく、台湾の主権と独立がさらに強化されると主張する。その一方で、今後の憲法改正は極めて困難であり、立法院において憲法改正案を可決させるには高度な政党合意、つまり、今までと同様に各政党の協力が必要であり、国民投票に至っては、有権者総数の過半数の賛成票が必要になるため、極めて高度な社会的合意と投票参加が必要である。それ故、今後憲法改正を実施する場合、国民と十分な意思疎通を図るだけでなく、合意を形成できる憲法改正案を提出する必要があると指摘する<sup>14)</sup>。この他、蕭高彥「台湾的憲法政治…過去、現在與未來」は、形式的に国民投票は憲法に盛り込んだが、しかし、憲法改正に極めて高いハードル

を定めたため、台湾の政治的・社会的分断の現状を考慮すると、将来憲法改正が成立する可能性は非常に低いと指摘する。<sup>(15)</sup>

本稿は前述の文献や論文の論述を踏まえた上で、中華民国憲法が施行されてから現在に至るまで憲法改正の手続き規定がどのように変化したのか回顧した後、追加条文第七次改正後初めてとなる一八歳公民権に関する憲法改正案は実際に如何なる手続きを踏んで立法院で発議されて国民投票の複決に付されたのか、また、台湾における選挙権年齢引き下げの議論がどのように変化したのか考察しようとするものである。

331 台湾における憲法改正案の制定過程と国民投票の実施

表一：国民投票法制定後の国民投票実施事例2004年～2021年

実施日	提案本文	投票結果
第1案 2004年3月20日	台湾人民は台湾海峡の問題を平和的に解決することを堅持する。中国が台湾を標的にするミサイルを解除せず、台湾への武力行使を放棄しない場合、貴方は政府が反ミサイル装備の購入を増やし、台湾の自主防衛能力を強化することに同意するか。 (台湾人民堅持台海問題應該和平解決。如果中共不撤除瞄準台灣的飛彈、不放棄對台灣使用武力，你是不是同意政府增加購置反飛彈裝備，強化台灣自我防衛能力?)	否決
第2案 2004年3月20日	貴方は政府が中国と交渉を繰り返し、兩岸の平和的で安定した相互枠組みの構築を推進して、兩岸のコンセンサスと人民の福祉を追及することに同意するか。 (你是不是同意政府與中共展開協商談判，推動建立兩岸和平穩定的互動架構，謀求兩岸的共識與人民的福祉?)	否決
第3案 2008年1月12日	貴方は、以下の原則で「政党不当取得財産処理法」を制定し、中国国民党の財産を国民に返還することに同意するか：国民党とその付随する組織の財産は、党費、政治献金、選挙資金を除き、不当取得財産と推定して人民に返還し、すでに処分した場合は金銭で弁償する。 (你是否同意依下列原則制定「政黨不當取得財産處理條例」，將中國國民黨產還給全民：國民黨及其附隨組織的財産，除黨費、政治獻金及競選補助金外，均推定為不當取得的財産，應還給人民。已處分者，應償還價額。)	否決
第4案 2008年1月12日	貴方は、国家指導者とその部下が故意または重大過失によって国家に著しい損害を与えた責任を追及し、立法院で調査委員会を設置して調査し、政府の各部門は全力で協力してこれを拒んではならず、国民全体の利益を守り、法を犯して失職した人員を処罰し、不当所得の返還を請求することを盛り込んだ法律を制定することに同意するか。 (您是否同意制定法律追究國家領導人及其部屬，因故意或重大過失之措施，造成國家嚴重損害之責任，並由立法院設立調查委員會調查，政府各部門應全力配合，不得抗拒，以維全民利益，並懲處違法失職人員，追償不當所得?)	否決
第5案 2008年3月22日	1971年に中華人民共和国が中華民国に取って代わって国連に入り、台湾は国際社会の孤児になる。台湾人民の意志を強く表明して台湾の国際的地位と参加の機会を向上するために、貴方は政府が「台湾」の名義で国連に加盟することに同意するか。 (1971年中華人民共和國進入聯合國，取代中華民國，台灣成為國際孤兒。為強烈表達台灣人民的意志，提升台灣的國際地位及參與，您是否同意政府以「台灣」名義加入聯合國?)	否決
第6案 2008年3月22日	貴方は我が国が国連復帰と他の組織に加盟を申請する際、名称が現実的で柔軟な方法を探り、つまり、中華民国、台湾、あるいはその他成功し易く尊厳を維持する名称で、国連再加盟とその他の国際組織に加盟を申請することに同意するか。 (您是否同意我國申請重返聯合國及加入其它組織，名稱採務實，有彈性的策略，亦即贊成以中華民國名義，或以台灣名義，或以其他有助於成功並兼顧尊嚴的名稱，申請重返聯合國及加入其他國際組織?)	否決
第7案 2018年11月24日	貴方は「平均毎年1%以上削減する」という方式で逐年火力発電所の発電量を削減することに同意するか。 (你是否同意以「平均每年至少降低1%」之方式逐年降低火力發電廠發電量?)	可決
第8案 2018年11月24日	貴方は「如何なる石炭発電所あるいは発電ユニットの新規建設、拡張を停止する(深澳発電所の拡張を含む)」というエネルギー政策を打ち立てることに同意するか。 (您是否同意確立「停止新建、擴建任何燃煤發電廠或發電機組(包括深澳電廠擴建)」之能源政策?)	可決

表一：国民投票法制定後の国民投票実施事例2004年～2021年

実施日	提案主文	投票結果
第9案 2018年11月24日	貴方は政府が福島311原発事故災害関連地域、福島と周辺4県（茨城、栃木、群馬、千葉）を含む地域の農産物と食品輸入の開放禁止を維持することに同意するか。 （你是否同意政府維持禁止開放日本福島311核災相關地區，包括福島與周邊4縣市（茨城、栃木、群馬、千葉）等地區農產品及食品進口？）	可決
第10案 2018年11月24日	貴方は民法上の婚姻規定が一男一女の結合に限定することに同意するか。 （你是否同意民法婚姻規定應限定在一男一女的結合？）	可決
第11案 2018年11月24日	貴方は国民教育の段階（小・中学校）において、教育部及び各級学校が生徒に対して性別平等教育法施行細則所定の同性教育を実施しないことに同意するか。 （你是否同意在國民教育階段內（國中及國小），教育部及各級學校不應對學生實施性別平等教育法施行細則所定之同志教育？）	可決
第12案 2018年11月24日	貴方は民法婚姻規定以外の方式で同性愛者に永久共同生活の権利を保障することに同意するか。 （你是否同意以民法婚姻規定以外之其他形式來保障同性別二人經營永久共同生活的權益？）	可決
第13案 2018年11月24日	貴方は「台湾」（Taiwan）の名義であらゆる国際スポーツ競技及び2020年東京五輪大会に参加申請することに同意するか。 （你是否同意，以「台湾」（Taiwan）為全名申請參加所有國際運動賽事及2020年東京奧運？）	否決
第14案 2018年11月24日	貴方は民法婚姻規定で同性愛者の婚姻を保障することに同意するか。 （您是否同意，以民法婚姻章保障同性別二人建立婚姻關係？）	否決
第15案 2018年11月24日	貴方は「性別平等教育法」で国民教育の各段階において性別平等教育を実施し、且つその内容が情緒教育、性教育、同性教育等のカリキュラムを包含することを規定することに同意するか。 （您是否同意，以「性別平等教育法」明定在國民教育各階段內實施性別平等教育，且內容應涵蓋情感教育、性教育、同志教育等課程？）	否決
第16案 2018年11月24日	貴方は電気事業法第95条第1項「原子力発電設備は中華民國建国114年以前にすべて稼働を停止する」条文を破棄することに同意するか。 （您是否同意：廢除電業法第95條第1項，即廢除「核能發電設備應於中華民國一百十四年以前，全部停止運轉」之條文？）	可決
第17案 2021年12月18日	貴方は第4原子力発電所の商用稼働に同意するか。 （您是否同意核四啟封商轉發電？）	否決
第18案 2021年12月18日	貴方は政府がラクトパミンβ受容体を含む豚肉、内臓とその関連製品の輸入を全面禁止することに同意するか。 （你是否同意政府應全面禁止進口含有萊克多巴胺之乙型受體素豬隻之肉品、內臟及其相關產製品？）	否決
第19案 2021年12月18日	貴方は国民投票案告示後半年以内に国政選挙が行われる場合、国民投票法で規定されている状況に適合して、国民投票は国政選挙と同日に実施することに同意するか。 （你是否同意公民投票案公告成立後半年內，若該期間內遇有全國性選舉時，在符合公民投票法規定之情形下，公民投票應與該選舉同日舉行？）	否決
第20案 2021年12月18日	貴方は台湾中油第3天然ガスの基地を桃園市桃潭蘆礁の海岸と水域（北は観音溪河口から南は新屋溪河口までの海岸で、該当海岸の最低潮位線から5キロメートル離れた海域）に移転することに同意するか。 （您是否同意中油第三天然氣接收站遷離桃園大潭蘆礁海岸及海域？（即北起觀音溪出海口，南至新屋溪出海口之海岸，及由上述海岸最低潮位線往外平行延伸五公里之海域。）	否決

資料元：中央選挙委員会 <https://2021.cec.gov.tw/index.html#gsc.tab=0>  
 浅野和生「台湾の「公民投票」制度の変容と実際—2004年3月から2021年12月の公民投票20案の検討—」『地方政治研究・地域政治研究』第9号、2022年、11～18頁を参照。

## 二 憲法改正を行う要因と行使形態

憲法の制定は、その時代を取り巻く社会的および政治的な情勢や環境が反映されたものであり、憲法を維持するには、時代が経過するに伴い、固定的な性質を持つ憲法規範をその時代の政治的なニーズや社会的なニーズに適合させる必要がある。このため、憲法改正は憲法を情勢や環境の変化に適應させるために実施される。しかし、憲法改正を行う必要がない場合は避けなければならない。憲法改正を行う要因は、大きく分けると以下の三点である。(一)憲法制定当時は重要視されていなかったこと、予見できなかったことが、情勢や環境の変化によって新たな政治的および社会的ニーズになり、憲法改正を実施して解決しなければならぬ場合。(二)憲法が規定する条項は、情勢や環境の変化によって新たな政治的および社会的ニーズに適應することが出来なくなり、憲法改正を行って解決する必要がある場合。(三)確立された憲政の慣習が破壊された時、憲政の習慣を守るために憲法改正を実施して、憲政の習慣を確保する必要がある場合<sup>16)</sup>。

憲法改正を行使する方法は各国それぞれ異なり、大きく分けると五つの方法がある。(一)立法機関による憲法改正。議会在全権を掌握して憲法改正を行使し、その手続きについては、立法手続きとは異なり、憲法の条文において発議数や議決数など厳しい規定を明記している。主に硬性憲法の国家がこの方式を採用している。(二)特別機関による憲法改正。議会外において憲法を改正するための専門機関を設置して憲法改正を行う。(三)連邦議会と地方議会が混合する憲法改正。連邦国家の多くはこの方式を採用し、例えば、アメリカは連邦議会の両院が憲法改正案を発議した場合、州議会の承認が必要である。(四)国民投票。国民投票には主に二つの方法があり、①憲法で指定した個人または

機関が国民投票を実施するか否かを決定する国民投票制度。②立法機関や憲法機関が憲法改正案を提議した後に国民投票を実施して成立するか否かを決定する国民投票制度。(五)民意機関に行使権を与えない憲法改正。主に欽定憲法のことを指し、国王が直接命令を以て憲法を改正するものの、実際は国王が構成する委員会において事前に諮詢している。<sup>17)</sup>

中華民国憲法は一九四七年一二月に施行されてから今日に至るまで合計一二回憲法改正を実施された(表二を参照)。この中で、二〇〇五年六月一〇日に追加条文第七次改正が公布されるまで、特別機関、即ち、全中華民國国民を代表して職権を行使する憲法機関である国民大会のみが憲法改正案を議決する権限を有していた。追加条文第七次改正が公布された後、国民大会は廃止されたため、憲法改正案の手続き方法は、立法院で憲法改正案を提議された後、有権者の国民投票による複決に付す仕組みに変更した。従って、中華民国憲法は一九四七年一二月に施行された後、国民大会は半世紀以上に亘って憲法改正の職権を行使する権限を有していたのである。



### 3.35 台湾における憲法改正案の制定過程と国民投票の実施

表二：中華民国憲法の改正とその主な内容

		公布日	主な内容
第一期 国民大会	動員戡亂時期臨時條款	臨時條款制定	1948年5月10日 總統の緊急処分権（立法院の決議を不要、憲法第39条と第43条の制限を受けない）。總統による動員戡亂時期臨時條款の終了宣言。
		第1次改正	1960年3月11日 憲法第47条で規定している正副總統の連任（一回限り）（1期6年2期まで）の制限撤廃。
		第2次改正	1966年3月12日 憲法第27条第2項の制限を受けず、国民大会による創制・複決両権行使法を制定できる。總統は創制案・複決案を討論する際に国民大会を招集する。
		第3次改正	1966年3月22日 台湾地域選挙区における中央民意代表の増補選挙が可能。總統による動員戡亂機構の設置。
		第4次改正	1972年3月23日 台湾地域選挙区における国民大会代表と立法委員の定員を増加させるとともに、定期改選が可能。
第二期 国民大会	中華民國憲法增修條文	第1次改正	1991年5月1日 中央民意代表の全面改選。動員戡亂時期臨時條款の廃止。
		第2次改正	1992年5月28日 總統と国民大会代表の任期を6年から4年に短縮。司法院に憲法法庭を設置。監察院は非民意機関とし、監察委員を非中央民意代表となる。地方自治を實行し、省長・県市長の民選。
		第3次改正	1994年8月1日 台湾住民による正副總統の直接選挙。行政院長の副署権縮小。先住民の呼称を原住民に改める。
第三期 国民大会	中華民國憲法增修條文	第4次改正	1997年7月21日 總統は立法院の解散を付与するとともに、行政院長を任命する際に立法院の同意が必要になる。立法院は行政院長に対する不信任案を提出できるとともに、正副總統の弾劾を提案する権限を獲得する。立法委員の定数を225人に増加。台湾省政府の権限と組織を簡素化して行政院の一機関となり、省長選挙および省議会選挙を凍結する。
		第5次改正	1999年9月15日 国民大会代表と立法委員の任期延長。→違憲判決が出て無効になる。
		第6次改正	2000年4月25日 国民大会は非常設化され、国民大会の大半の職権が立法院に移行する。
国民 大 会 任 務 型		第7次改正	2005年6月10日 国民大会の廃止。立法委員の定数を225人から113人に削減し、任期を3年から4年に延長し、小選挙区・比例代表並立制で選出。憲法改正案と領土変更案は立法院が提議した後に公民投票にかける。

資料元：齊光裕著『中華民國憲政發展与修憲：一九四九年以来的變遷』新北：揚智文化、2016年、14～15頁、338～378頁を参照。  
 呂炳寬・項程華・楊智傑著『中華民國憲法精義(2022年最新版)』台北：五南圖書出版股份有限公司、2022年、39～54頁を参照。  
 蔡柱國「台湾の憲法改正について—その原型、改正状況と展望」『白鶴法學』第14卷1号、2007年5月、22～26頁を参照。  
 松田博康「台湾における憲政の展開過程概論—独裁か民主か？ 中華民國か台湾か？—」『現代中国研究』第31号、2012年10月、45頁、50頁を参照。  
 山岡規雄「付・台湾の憲法事情」『諸外国の憲法事情3』国立国会図書館調査及び立法考査局、国立国会図書館、2003年12月、163～192頁を参照。

### 三 中華民國憲法における改憲条項の変容

中華民國国民政府は一九四六年一月から二月にかけて制憲国民大会（中華民國憲法を制定するために招集した會議）を南京国会大会堂において開催され、審議と検討を重ねて、前文と一四章一七五条から成る中華民國憲法を一二月二五日に制定され、翌一九四七年一月一日の公布を経て、同年二月二五日に施行された。<sup>(18)</sup>

中華民國憲法は第一条において共和制の国であることを謳い、憲法第二条で主権在民の原則を定め、孫文の唱える三民主義と五権憲法の実現を目標とする政治制度である。中華民國憲法は制定当時の中華民國の版図、即ち、モンゴルやチベットを含めた中国大陆と台湾において適用することを前提に制定され、その特徴は、国民が有している選挙権・罷免権・創制権・複決権の権利（中華民國憲法第一七条）<sup>(19)</sup>を国民大会が代表して行使することであり（中華民國憲法第二五条）<sup>(20)</sup>、国家元首である総統の下に行政・立法・司法・考試・監察の五院が置かれ、所謂五院分立制度が採られていることである。<sup>(21)</sup>つまり、国民が有する権利は国民大会が代わって行使するため、国民が有する国民投票の権利を否定したのである。それ故、国民大会は一九八〇年代まで国家の最高意思決定機関、或いは国家の最高権力機関と称されていた。

中華民國憲法の改正手続きは、中華民國憲法第二七条と第一七四条において次のように規定している。

中華民國憲法第二七条<sup>(22)</sup>

國民大會之職權如左：（國民大會の職權は左の通りである）

- 一 選舉總統、副總統。(總統と副總統を選挙する)
- 二 罷免總統、副總統。(總統と副總統を罷免する)
- 三 修正憲法。(憲法を改正する)
- 四 複決立法院所提之憲法修正案。(立法院が提出した憲法改正案を複決する)

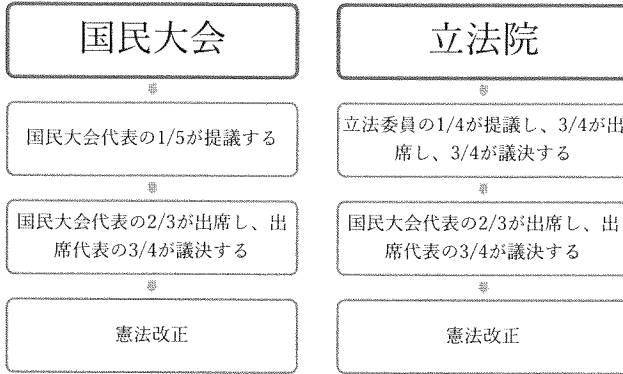
關於創制複決兩權、……俟全國有半數之縣市曾經行使創制複決兩項政權時、由國民大會制定辦法並行使之。(創制・複決の兩權は、……全國半數の縣市が創制・複決の兩權を行使するに至る時は、國民大會が辦法を制定し、これを行使する)

中華民國憲法第一七四條<sup>(25)</sup>

憲法之修改、應依左列程序之一為之…(憲法の改正は、左の手續の一によつて行わなければならない)

- 一 由國民大會代表總額五分之一之提議、三分之二之出席、及出席代表四分之三之決議、得修改之。(國民大會代表總数の五分の一が発議し、三分の二の出席および出席代表の四分の三の議決によつて、これを改正することができる)
- 二 由立法院立法委員四分之一之提議、四分之三之出席、及出席委員四分之三之決議、擬定憲法修正案、提請國民大會複決。此項憲法修正案、應於國民大會開會前半年公告之。(立法院立法委員の四分の一が発議し、四分の三の出席および出席委員四分の三の議決により、憲法改正案を作成し、國民大會に複決を提議することができる。この憲法改正案は、國民大會開會の半年前にこれを公示しなければならない)

図一：中華民國憲法の改正手続き(2000年4月25日まで)



中華民國憲法は一九四七年一月二十五日に施行されてから二〇〇〇年四月二十五日に追加条文第六次改正を公布されるまでの間、憲法改正案を發議できる機関は国民大会と立法院の二つの機関であった。然しながら、立法院において發議された憲法改正案は、国民大会において複決に付されるため、実際は国民大会が憲法改正案を最終的に決定する権限を掌握していた<sup>26)</sup>。換言すると、憲法改正案を複決する権限は国民大会に属していた一方で、立法院は憲法改正案を發議するだけであり、議決する権限を有していなかったのである(図一を参照)。

創制権と複決権に関する規定は、中華民國憲法第一七条と第二七条第二項の規定だけでなく、第一三六条において「創制複決兩權之行使、以法律定之」(創制・複決の兩權の行使は法律でこれを定める)と定めている。しかし、中華民國政府は国共内戦に敗北して一九四九年一月に政府機構を台湾に移転して、統治の及ぶ領域は台湾本島、澎湖諸島、金門島および馬祖島に縮小して、実効支配の領域が中国大陆に及ばなくなったため、中華民國憲法第二七条第二項で定めている条文が行使できなくなった。つまり、中華民國政府は中国大陆の領土と人口の大半を喪失したため、国民大会において中国大陆を含めた全国の半数の縣市が創制権と複決権を行使することが不可能になったのである。

一九六六年二月、国民大会において動員戡乱時期臨時條款(以下、臨時条項と表記する)<sup>(27)</sup>第二次改正が行われ、中華民国憲法二七条第二項で定めている条文を撤廃して国民大会で創制権と複決権を行使することができるようになる<sup>(28)</sup>とともに、総統は動員戡乱時期(国家総動員で中国共産党の反乱を鎮圧するための時期)に創制案や複決案が必要であると判断した場合、国民大会臨時会を招集して、これを審議することができるという規定を追加した<sup>(29)</sup>。つまり、臨時条項第二次改正が施行されたことにより、総統は国民大会を招集して創制権と複決権を行使する必要があるか否かを決定する権限を有することになった一方で、国民大会は創制権と複決権を行使するために単独で国民大会を招集することができなくなり、総統の権限強化が図られたのである。

一九六六年八月、国民大会は臨時条項第二次改正の規定に基づき、総則、創制、複決、手続きおよび附則の五章一三条から成る「国民大会創制複決兩權行使辦法」を公布され、国民大会において創制権と複決権を行使するための法規を制定された<sup>(30)</sup>。然しながら、国民大会は創制権と複決権を行使するための手続きを制定したものの、実際は国民大会において創制権や複決権が行使されたことはなく、また、総統が創制権や複決権を行使するために国民大会を招集した記録もない<sup>(31)</sup>。その後、一九九一年五月に臨時条項が廃止されたことに伴い、「国民大会創制複決兩權行使辦法」は失効された後、民主化と憲政改革を推し進める国民大会において選挙権、罷免権、創制権、複決権の年齢を一八歳に引き下げる案や中華民国憲法第一三〇条の規定を改正して投票年齢を一八歳に引き下げる案が提案されたが、採択されなかった。

一九九九年九月、国民大会において選挙制度改革の名の下で追加条文第五次改正が公布された。追加条文第五次改正の主要な内容は以下の通りである。(一)次期(第四期)国民大会代表は定数を三〇〇名に削減し、第五期国民大会代表に至っては、定数を一五〇名に半減した上で、政党および無所属候補については、立法委員選挙における政党およ

び無所属候補の得票に基づいて議席を比例配分する政党比例代表制で選出する方式に変更した。(二)国民大会代表と立法委員の選挙周期の合理化を図って任期を統一するために、現任(第三期)の国民大会代表は任期を特別に第四期立法委員の任期満了に合わせて二〇〇二年六月三日までと定め、任期四年の規定を自ら二年以上に引き延ばした。<sup>(22)</sup>

国民大会代表が強引に推し進めた追加条文第五次改正は、二〇〇〇年三月の総統選挙と同時に実施される予定であった国民大会代表の選挙を凍結させたため、与野党執行部や世論による厳しい反発を招いた。追加条文第五次改正に異議を唱えた与野党の立法委員は、違憲審査機関である司法院大法官に憲法解釈請求を行い、国民大会代表が自ら任期を延長したことについて、その有効性があるか否かの判断を司法に委ねた。<sup>(23)</sup>

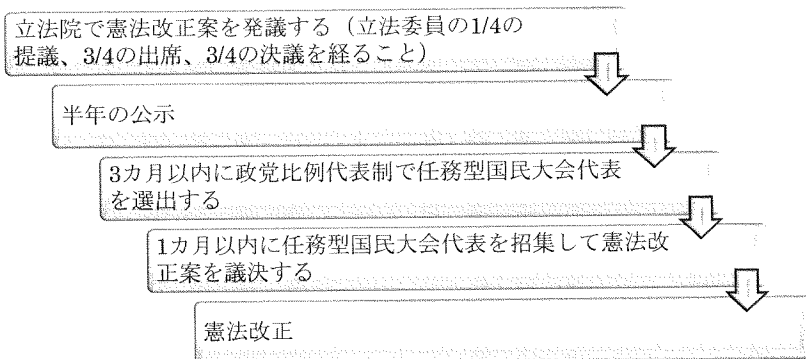
二〇〇〇年三月二四日、陳水扁が三月一八日に実施された総統選挙に勝利を収めて政権交代が決定した直後、司法院大法官会議(最高裁判所に相当)は大法官解釈第四九九号の憲法解釈の判決を下し、追加条文第五次改正の改正手続きは法的に重大な欠陥があり、国民大会が自ら任期を延長したことに対して、利益相反禁止原則に反するだけでなく、自由民主の憲法秩序にも反すると指摘して、この解釈の日付をもって失効するものとした。こうして、国民大会代表の任期延長を明記した追加条文第五次改正は違憲判決が出て無効になったのである。<sup>(24)</sup>

追加条文第五次改正は司法院大法官会議の憲法解釈によって無効にされた後、直ちに憲法改正がやり直されて、国民大会の権限を大幅に縮小した追加条文第六次改正は二〇〇〇年四月二五日に公布された。追加条文第六次改正における憲法改正案の規定は次の通りである。

追加条文第六次改正第一条<sup>(25)</sup>

國民大會代表三〇〇人、於立法院提出憲法修正案、領土變更案、經公告半年、或提出總統、副總統彈劾案時、應

図二：追加条文第六次改正の憲法改正手続き（2000年4月25日～2005年6月10日）



於三個月内採比例代表制選出之、不受憲法第二六條、第二八條及第一三五條之限制。比例代表制之選舉方式以法律定之。（国民大会代表三〇〇人は、立法院が憲法改正案もしくは領土変更案を提出し、公示より半年後、あるいは正副總統の彈劾案を提出した時は、三カ月以内に比例代表制でこれを選出する。憲法第二六條、第二八條および第一三五條の制限を受けない。比例代表制の選舉方式は法律で定める）

追加条文第六次改正が公布されたことにより、国民大会は憲法改正案を發議する権限を失い、立法院が憲法改正案を發議する唯一の機関となった。追加条文第六次改正後、国民大会の職権は、立法院で憲法改正案を發議された場合、それが公示されてから半年後に、任期一カ月の国民大会代表を比例代表制で選出して、立法院から提出された憲法改正案をその任期内に再審議することに限定された（図二を参照）。つまり、国民大会は中華民国憲法第二七條第一款から第三款および第二項、第一七四條第一款の条文が適用されなくなり、その権限は中華民国憲法第二七條第一款第四款および第一七四條第二款の規定により、立法院で發議された憲法改正案の複決のみに限定されて、創制および複決に関する権限を喪失したのである。この結果、国家の最高意思決定機関と位置付けられ、憲法改正の権限を担っ

ていた国民大会は常設機関としては廃止され、憲法改正案と領土変更案を審議する時だけ政党比例代表制の選挙によつて国民大会代表が選出される「任務型国民大会」となった。<sup>(36)</sup>

二〇〇五年「任務型国民大会」代表は立法院で発議された憲法改正案を複決したことにより、同年六月に追加条文第七次改正を公布された。追加条文第七次改正は立法院が発議した憲法改正案の複決を国民大会から有権者による国民投票の決定に委ねることになり、国民大会は中華民国憲法第二十七条第一項で規定するすべての職権を失つて廃止された。<sup>(37)</sup>つまり、追加条文第七次改正において創制権と複決権は有権者が直接行使できる権利として規定され、国民は憲法改正手続きに直接参加できるようになったのである。追加条文第七次改正の第一条と第二条は以下のように規定している。

追加条文第七次改正第一条<sup>(38)</sup>

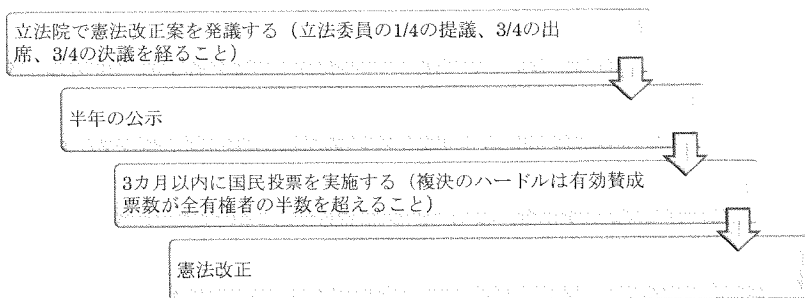
中華民國自由地區選舉人於立法院提出憲法修正案、領土變更案、經公告半年、應於三個月內投票複決、不適用憲法第四條、第一七四條之規定。(中華民國自由地區の有権者は、立法院が提出した憲法改正案および領土変更案について、公示より半年後、三カ月以内に投票により再審議しなければならず、憲法第四条、第一七四条の規定は適用されない)

追加条文第七次改正第二条<sup>(39)</sup>

憲法之修改、須經立法院立法委員四分之一之提議、四分之三之出席、及出席委員四分之三之決議、提出憲法修正案、並於公告半年後、經中華民國自由地區選舉人投票複決、有效同意票過選舉人總額之半數、即通過之、不適用



図三：追加条文第七次改正の憲法改正手続き（2005年6月10日以降）



憲法第一七四條之規定。(憲法の改正は、立法院立法委員の四分の一の提議により、四分の三の出席を得て、出席した委員の四分の三の決議を以て憲法改正案を提出できる。また、公示してから半年後、中華民國自由地区の有権者の投票によって再審議を行い、有効同意票が有権者総数の過半数となった場合はこれを通過し、憲法第一七四條の規定は適用されない)

追加条文第七次改正が公布されたことにより、今後の憲法改正手続きは立法院が憲法改正案を發議された場合に国民投票を実施し、国民投票において有効賛成票が有権者総数の半数以上に達しない限り、憲法改正案が成立できなくなった(図三を参照)。二〇二二年一月時点で、台湾の有権者総数は一九二三一九三九二人であり、憲法改正案を成立させるには九六一九六九六人以上の有効賛成票が必要とされた。

#### 四 公民権年齢引き下げの議論と社会状況の変化

中華民國憲法第一三〇条は、選挙権年齢を満二〇歳、被選挙権年齢を満二三歳と規定し、一九四七年に中華民國憲法が施行された後、表二で示した通り、一九九一年以降七回に亘って憲法改正が実施されたが、第一三〇条の条文は一

度も改正されていない。中華民国憲法が施行された後、初めて投票年齢の見直しを議会において主張したのは、第一期国民大会代表の林源朗である。彼は一九八四年の第一期国民大会第七次会議第一五次大会において、時代の流れに順応して民主政治に対する認識を向上させるために、中華民国憲法で規定されている投票年齢の引き下げを主張した。然しながら、投票年齢を引き下げするには、中華民国憲法を改正するだけでなく、「刑法」や「民法」などの法律も改正する必要がある、さらに動員戡乱時期が継続されている状況であったため、投票年齢を引き下げ案は所謂「万年国会」が解消されるまで取り上げられることはなかった。

一九九〇年代に至ると、李登輝総統は民主化と憲政改革を推し進める中で、国民大会において選挙権や被選挙権年齢の引き下げは数回に亘って提案された。一九九四年六月第二期国民大会第四次臨時会議と一九九七年五月第三期国民大会第二次会議において、与野党の国民大会代表は選挙権年齢や被選挙権年齢を引き下げる憲法改正案を提案した。提案された憲法改正案の内容は次の通りである。

- (一) 国民が参加する選挙・罷免・創制・複決の年齢を一八歳に引き下げる<sup>(4)</sup>。
- (二) 中華民国憲法第一三〇条の条文を「中華民国国民の満一八歳の者は、法律によって選挙権を有する」に改正する<sup>(5)</sup>。
- (三) 追加条文において「満一八歳の者は、法律によって選挙権を有し、憲法第一三〇条が規定する制限を受けない」と増訂する<sup>(6)</sup>。

(四) 中華民国憲法第一三〇条の条文を「中華民国国民の満一八歳の者は、法律によって選挙権を有する。本憲法および法律に別段の規定がある場合を除き、満二〇歳の者は、法律により被選挙権を有する」に改正する<sup>(7)</sup>。

前述で示した四つの案の中で、(二)は国民党所属の章偉義から提案され、(二)から(四)の案は民進党所属の劉一徳、陳玉恵、陳大鈞から提案されたものである。しかし、この四つの案は可決されなかった。委員会において可決されなかった理由は、出席者の過半数の賛成を獲得することができなかったか、第一読会を通過することができなかったかのどちらかであると思われるが、詳細は不明である。<sup>48)</sup>

当時、多数の国民大会代表は高校卒業程度である一八歳の若者に対して、政治参加の基準が高い訳ではなく、政治的な成熟度も備わっていないため、憲法を改正して投票年齢を引き下げる必要がないという認識であった。また、国民大会において中央民意代表の全面改選、総統の直接民選、台湾省政府の廃止といった憲政改革や民主改革が議論される中で、最も重視されていたことは、国家の位置付け、中央民意代表機関の再編、民主的な政治体制を確立することであり、選挙権と被選挙権年齢の引き下げに対して、国民党と民進党は双方ともに党内において意見が一致していた訳ではなく、コンセンサスが形成されていなかった。<sup>49)</sup>

二〇〇〇年四月に追加条文第六次改正が公布され、憲法改正案の決議権は立法院に移行された後、民進党の立法委員である柯建銘、王拓、許榮淑は二〇〇二年第五期立法院第一会期において、初めて立法院で公民権年齢引き下げに関する憲法改正案に言及した。彼等は過去数年における憲法改正の歩みはすべて憲法制度に焦点が当てられ、立憲主義や人権保障の実現が疎かにされてきたという認識の下で、追加条文第六次改正第一〇条を改正して「中華民國国民の満一八歳の者は、法律によって選挙権を有し、憲法および法律に別段の規定がある者を除き、満二三歳の者は、法律によって被選挙権を有する。憲法第一三〇条の規定は適用を停止する」という文言を追加する憲法改正案が提案され、公民権の拡大が憲法改正の目的であることを明確にした。つまり、彼等は他の先進国の投票年齢、国内における「刑法」の責任能力の判断年齢や「兵役法」の徴兵年齢規定を比較して、「何歳の人が成熟して国事を決定すること

ができるのか」といった主観的な議論ではなく、公民権年齢の引き下げを「公民権の拡大」と結び付け、公民権が拡大された場合、中華民国憲法と国家の正当性は高まるだけでなく、公民権年齢の「成人」という概念を結び付けることで、社会に存在する「一八歳成人」という抽象的な概念を通じて、憲法と法律の年齢制限を統一できると主張した<sup>50</sup>。

その後、公民権年齢引き下げの議論は立法院において進展が見られなかったものの、二〇一〇年代に至ると、若者が政治に参加する低年齢化が進み、二〇一三年七月と八月に起こった「白シャツ軍運動 (White Shirt Army)」<sup>51</sup>、二〇一四年の「ひまわり学生運動」や二〇一五年五月から約三カ月に亘って「学習指導要領微調整に対する反対運動」という社会運動が起こり、二〇歳未満の若者がこれらの政治活動に参加するケースが増えた。とりわけ、二〇一四年三月から四月にかけて、中国との間で二〇一三年六月に合意した「海峽兩岸サービス貿易協定」の審議過程に異議を唱えた多数の青年や学生等は、「海峽兩岸サービス貿易協定」の批准を阻止するために立法院を占拠して抗議行動を起こした。「ひまわり学生運動」は政権側の譲歩で収束して「海峽兩岸サービス貿易協定」が撤回されると、立法院に占拠した青年や学生等の要求が政権側に認められた稀な成功例である。「ひまわり学生運動」発生後、それまで政治に無関心であった多くの若者は政治の重要性を再認識するとともに、一八歳と一九歳の若者に対する法的な責任と権利が対等ではない状況が明らかになり、人権問題や社会正義に対する関心が高まった。

二〇一四年一月、与党の国民党は台湾の統一地方選挙において大敗北を喫し、馬英九総統が国民党主席を引責辞任したため、二〇一五年一月に国民党主席選挙が行われ、朱立倫新北市長が後任の党主席に就任した。二〇一四年一月、朱立倫は国民党主席に立候補表明した際に五項目に関する憲法改正に言及し、その中で、選挙権年齢を現行の二〇歳から一八歳に引き下げると主張した<sup>52</sup>。二〇一五年三月、立法院の与野党協議において憲法改正委員会を設置することで合意するとともに、国民党と民進党の秘書長会談において六月の立法院会期末までに憲法改正案を完

成させ、憲法改正案の賛否を問う国民投票を二〇一六年總統選挙の投票日と同日に実施することで合意した。この時、国民党は憲法改正委員会<sup>53</sup>で立法院における行政院長の人事承認権を復活させること、總統の下で行政院長が施政を行う現在の半大統領制を議院内閣制に近づけること、選挙権年齢を二〇歳から一八歳に引き下げるとともに、不在者投票（中国語では不在籍投票<sup>54</sup>）制度を実施すること、司法院・考試院・監察院の規模を縮小することを提案した。これに對して、民進黨は選挙権年齢を二〇歳から一八歳に引き下げるとともに、被選挙権年齢を二三歳から二〇歳に引き下げること、考試院と監察院を廃止すること、憲法改正の発案要件を緩和することを提案した。しかし、民進黨は国民党が提案した議院内閣制と不在者投票制度に反対したのに対し、国民党は断固とした態度で選挙権年齢の引き下げと不在者投票制度を同時に実施すべきであると主張した。このため、国民党と民進黨は六月の会期末までに意見の折り合いをつけることができず、立法院で憲法改正案を提議することができなかった。<sup>55</sup>

## 五 一八歳公民権に関する憲法改正案の成立と国民投票実施までの過程

前述の通り、二〇一五年立法院において憲法改正委員会が設置され、憲法改正について議論されたが、国民党と民進黨は意見が食い違つて折り合いをつけることができず、憲法改正案を提議することができなかった。その後、二〇二〇年五月、蔡英文總統は第二期目の總統就任演説において、一八歳公民権を推進するために立法院で特別委員会の憲法改正委員会を設置する方針を表明したため、再び憲法改正案が議論されることになった。二〇二〇年一〇月、合計三九人（民進黨二二人、国民党一四人、民衆党二人、時代力量一人、立法院定数一一三十三十一による）から構成する憲法改正委員会のメンバーが立法院の院会で採択されたため、憲法改正委員会は選挙権と被選挙権年齢を引き下げ

る憲法改正案の草案準備に取り掛かった。

立法院で憲法改正委員会が発足された後、民進党の憲法改革小組は二〇二一年一月二日に考試院と監察院の廃止、選挙権年齢と被選挙権年齢を一八歳に引き下げる、憲法改正のハードルを引き下げるなど六つの目標を掲げた憲法改正案を完成させ、一〇月二七日に民進党中央執行委員会において採択された。<sup>(57)</sup>

二〇二二年一月六日、立法院憲法改正委員会全体委員会会議において一八歳公民権に関する憲法改正案の草案審議が開始され、一月二二日に民進党、民衆党、時代力量の三党は協力して一八歳公民権に関する憲法改正案草案を採択して、第一読会を終了した。<sup>(58)</sup> 国民党はポイコットして第一読会の審議に出席しなかった。その理由は、一月六日の憲法改正委員会全体委員会会議において、国民党の党団が会議開始時間より一分遅刻して会場入りした時、立法院憲法改正委員会組織規程第六条の規定に基づき、<sup>(59)</sup> 会議を開く際の法定人数が達していたため、会議の進行を司る招集委員を選出して会議が既に開始されていた。国民党の党団はこの一連の行為に反発して、以後すべての会議をポイコットした。<sup>(60)</sup> 国民党がポイコットしたことにより、一八歳公民権に関する憲法改正案は、三月二五日に開会が予定されていた立法院本会議において国民党所属の立法委員が欠席して採択されない可能性があった。然しながら、国民党はポイコットを継続して憲法改正案が採択されなかった場合に被る汚名を回避するため、さらに若年層の支持率が低下している国民党にとって、若者の反発を買うような行為を避けるため、国民党は立法委員に対して党議拘束をかけ、二〇二二年三月二五日の立法院本会議に出席させ、憲法改正案に賛成するよう促したのである。<sup>(61)</sup>

三月二五日、立法院本会議において一八歳公民権に関する憲法改正案草案の第二読会と第三読会の審議が行われ、結果は次の通りである。追加条文第七次改正第一二条の規定により、憲法改正案の可決条件は、立法委員総数一三三名のうち、四分の三以上の出席(八五名以上)の下、出席委員の四分の三以上の賛成(六四名以上)である。第二読会は

一〇八名の委員が出席して一〇八名が賛成、第三読会に至っては、一〇九名の委員が出席して一〇九名が賛成した。即ち、民進党、国民党、民衆党、時代力量の与野党四党による全会一致で一八歳公民権に関する憲法改正案の草案を可決されたのである<sup>(62)</sup>。立法院で採択された憲法改正案の内容は次の通りである。

#### 追加条文第一条之一条文の改正案<sup>(63)</sup>

中華民國國民年滿一八歲者、有依法選舉、罷免、創制、複決及參加公民投票之權。除本憲法及法律別有規定者外、有依法被選舉之權。(中華民國國民の満一八歳の者は、法律により、選挙、罷免、創制、複決および国民投票に参加する権利を有する。本憲法および法律で別段の規定がある場合を除き、法律により、被選挙権を有する)

憲法第一三〇條之規定、停止適用。(憲法第一三〇條の規定は、その適用を停止する)

二〇二二年三月二五日に立法院で可決した一八歳公民権に関する憲法改正案は、三月二八日に立法院院長の游錫堃が告示した<sup>(64)</sup>。この結果、追加条文第七次改正第一条および第一二条の規定に基づき、半年の公告期間が終了する九月二八日から三カ月以内に国民投票を実施して再審議を行わなければならないようになった。このため、二〇二二年四月一日、選挙事務の主管機関である中央選挙委員会は、次期統一地方選挙と三月に立法院で可決された一八歳公民権に関する憲法改正案の複決となる国民投票を一月二六日に実施すると発表した<sup>(65)</sup>。二〇一九年に改正した「公民投票法」第二三条は、国民投票の実施日を二〇二二年以降二年毎に八月の第四土曜日と定め(二〇二一年八月二八日に予定していた国民投票は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、二〇二二年一月一八日に実施)、通常国民投票は国政選挙と併せて同日に実施することができなくなったのである<sup>(66)</sup>。しかし、憲法改正案に関する国民投票はこの制限

を受けず、立法院で可決された憲法改正案は半年の公示を経た場合、三カ月以内に随時国民投票を実施することができるだけでなく、選挙事務予算を節約するなどを理由として、国政選挙と併せて実施することも可能である。また、「公民投票法」第三〇条第六項は、国民投票が実施された後二年以内に同一事項の提案を提出することができないと定めている。<sup>(67)</sup>しかし、憲法改正案の複決となる国民投票はこの制限を受けず、憲法改正案が国民投票で不成立となった場合、制度上国民投票実施後二年以内に再び同一事項の提案を提出することが可能である。

一八歳公民権に関する憲法改正案が立法院で可決された要因は大きく分けると、権利義務と国際潮流の要素があった。

(一)権利義務。国連の「児童権利条約施行法」は立法院が二〇一四年五月に採択して同年一月に施行された。「児童権利条約施行法」は第一条の冒頭において「児童とは一八歳未満の者をいう」と明記している。しかし、中華民国憲法第一三〇条は選挙権年齢を二〇歳、被選挙権年齢を二三歳で付与されると規定し、さらに「民法」における行為能力年齢の判断基準を加えて比較すると、一八歳に達した国民は「児童権利条約施行法」における法的保護の対象外となる一方で、二〇歳が成人年齢と規定しているため、国内法規における年齢制限の根拠が非論理的となり、一八歳と一九歳の国民は法的権利の空白状態に置かれることになった。このため、憲法と国内法規における全面的な年齢制限の見直しが必要になった。換言すると、台湾の「刑法」第一八条は、一四歳から満一八歳未満の者と満八〇歳以上の国民に対して刑の軽減を明記しているため、<sup>(68)</sup>一八歳以上の国民が罪を犯すと刑事責任が問われる。さらに、「兵役法」第一条と第三条、「公民投票法」第七条、「公務人員考試法」第十五条、二〇二三年より施行された「民法」第一条などの国内法規においても一八歳を成人と定めて、法的な責任と義務を負っているだけでなく、一八歳以上の国民は税金や健康保険の支払いが義務付けられている。このため、一八歳と一九歳の若者は選挙に投票する権利を付与



表三：主な民主主義国家における下院の選挙権年齢・被選挙権年齢・成年年齢一覧表

名称	選挙権年齢	被選挙権年齢	成年年齢	名称	選挙権年齢	被選挙権年齢	成年年齢
ノルウェー	18	18	18	日本	18	25	18
ニュージーランド	18	18	18	コスタリカ	18	21	18
アイスランド	18	18	18	イギリス	18	18	※2
スウェーデン	18	18	18	チリ	18	21	18
フィンランド	18	18	18	オーストリア	16	18	18
デンマーク	18	18	18	モリシャス	18	18	18
スイス	18	18	18	フランス	18	24	18
アイルランド	18	21	18	スペイン	18	18	18
オランダ	18	18	18	韓国	18	18	19
台湾	20	23	18	チェコ	18	21	18
ウルグアイ	18	25	18	ギリシャ	17	25	18
カナダ	18	18	※1	エストニア	18	21	18
ルクセンブルク	18	18	18	ポルトガル	18	18	18
ドイツ	18	18	18	イスラエル	18	21	18
オーストラリア	18	18	18	アメリカ	18	25	※3

※1 18歳、19歳。州ごとに異なる。

※2 スコットランドは16歳、イングランド・ウェールズ・北アイルランドは18歳。

※3 18歳、19歳、21歳。州ごとに異なる。

資料元：<http://archive.ipu.org/parline-e/Modlist.asp>

<https://www.cia.gov/the-world-factbook/field/suffrage/>

<https://aceproject.org/epic-en/>

されずに国民の義務を果たさなければならぬ  
 め、権利と義務が対等ではない状況に対して不満  
 が高まっていた。

また、台湾は二〇二〇年に総人口が減少した後、  
 二〇二五年に高齢化社会の時代が到来して六五歳  
 以上の人口が約五分の一を占め、二〇三四年に至  
 ると、人口の二分の一が五〇歳以上になる見込み  
 である<sup>⑧</sup>。少子高齢化による人口構造の変化に伴い、  
 現在台湾の若者は以前よりも多くの法的な義務と  
 責任を負っているにも拘らず、一八歳と一九歳の  
 若者は政治に参加する権利がないため、世代間の  
 不公平性が社会問題として取り上げられるように  
 なった。このため、一八歳で選挙権と被選挙権を  
 付与することで、社会的な課題に対してあらゆる  
 年齢層の間で意見交換を促進し、政府はそれを国  
 政に反映させることで、国家の制度と政策をより  
 強固なものにしなければならなくなった。

(二) 国際潮流。戦後初期、世界の選挙権取得年

齢は二〇歳もしくは二一歳が基準であった。しかし、一九六〇年代末以降、ヨーロッパ諸国において若者の教育水準の向上、兵役義務、学生運動などを背景とした政治に対する関心が高まったため、国政選挙における選挙権年齢の引き下げを実施した<sup>(7)</sup>。表三は、アメリカに本部を置く国際NGO団体フリーダムハウス(Freedom House)が発表した政治的権利と市民的自由の総合ポイントが高い国家・地域の選挙権年齢、被選挙権年齢、成人年齢を示したものである。一九六九年イギリスは選挙権年齢を一八歳に引き下げたのを契機に、一九七〇年代ヨーロッパ諸国は相次いで選挙権年齢を一八歳に引き下げた。また、現在被選挙権年齢も一八歳に定めている国が多く、二〇〇〇年以降、イギリス、ドイツ、カナダなどで二〇歳前後の若い議員が誕生した<sup>(8)</sup>。現在、世界三三カ国のうち、二〇〇カ国以上で一八歳以上に選挙権が付与されているため、世界の選挙権年齢の基準は一八歳である。台湾の近隣諸国である日本は二〇一六年に「公職選挙法」を改正して選挙権年齢を二〇歳から一八歳に引き下げ、韓国に至っても二〇二〇年に選挙権年齢を一九歳から一八歳に引き下げた。しかし、台湾は依然として選挙権年齢が二〇歳であるため、世界の潮流に後れをとっている。

## 六 国民投票

追加条文第七次改正後、中华民国憲法の改正が極めて困難な状態になった要因は、国民投票において有権者総数の過半数を超える有効賛成票を獲得する必要があるためである。二〇二〇年一月に実施された台湾の総統選挙において、有権者総数一九三一一〇五人のうち、蔡英文・頼清徳ペアが獲得した得票数は八一七〇二三一票であり、一九九六年に総統直接選挙を実施されて以来過去最多の得票数であった(表四を参照)。然しながら、憲法改正案を複決する国

表四：1996年以降台湾総統選挙の投票結果

	総有権者	総投票数	有効票数	無効票数	得票数
1996年総統選挙 李登輝・連戦	14,313,288	10,883,279	10,766,119	117,160	5,813,699
2000年総統選挙 陳水扁・呂秀蓮	15,462,625	12,786,671	12,664,393	122,278	4,977,697
2004年総統選挙 陳水扁・呂秀蓮	16,507,179	13,251,719	12,914,422	337,297	6,471,970
2008年総統選挙 馬英九・蕭萬長	17,321,622	13,221,609	13,103,963	117,646	7,659,014
2012年総統選挙 馬英九・呉敦義	18,086,455	13,452,016	13,354,305	97,711	6,891,139
2016年総統選挙 蔡英文・陳健仁	18,782,991	12,448,302	12,284,970	163,332	6,894,744
2020年総統選挙 蔡英文・賴清徳	19,311,105	14,464,571	14,300,940	163,631	8,170,231

資料元：中央選挙委員会選挙資料庫

<https://db.cec.gov.tw/ElecTable/Election?type=President>

民投票は、二〇二〇年台湾総統選挙で蔡英文・賴清徳ペアが獲得した得票数を超えなければならず、さらに不在者投票制度や期日前投票制度が認められていない台湾において、憲法改正案の国民投票で有権者総数の過半数を超える有効賛成票を獲得することは難易度が極めて高く、総統選挙のような高い投票率が見込まれる選挙と同時に実施しなければ、成立する見込みはない。

一八歳公民権の賛否を問う国民投票は二〇二二年一月二六日に実施され、開票の結果、投票率は五八・九七%で、過去の台湾総統選挙の投票率よりも低く、また、賛成票は反対票を上回ったものの、成立条件である有権者総数人の過半数に届かなかったため、憲法改正案は不成立になり、一八歳と一九歳の約四一万人余りが公民権を有することができなかった<sup>22)</sup>。表五は、国民投票の開票結果を都市毎に示したものである。都市毎の開票結果を見ると、台北市、新北市、台中市だけでなく、民進党が「九合一選挙」の県市長選挙にお

表五：憲法改正案の国民投票

	賛成票数	反対票数	有効票数	無効票数	総投票数	総有権者数	投票率
全国	5,647,102	5,016,427	10,663,529	682,403	11,345,932	19,239,392	58.97%
台北市	659,798	624,609	1,284,407	54,613	1,339,020	2,031,146	65.92%
新北市	921,553	826,598	1,748,151	93,329	1,841,480	3,329,257	55.31%
桃園市	503,496	505,818	1,009,314	51,231	1,060,545	1,833,796	57.83%
台中市	635,136	620,798	1,255,934	71,765	1,327,699	2,279,661	58.24%
台南市	490,678	332,795	823,473	55,652	879,125	1,551,209	56.67%
高雄市	717,904	512,188	1,230,092	71,148	1,301,240	2,286,249	56.92%
新竹県	109,456	130,753	240,209	15,203	255,412	455,419	56.08%
苗栗県	125,308	141,269	266,577	18,710	285,287	445,428	64.05%
彰化県	303,905	284,468	588,373	61,168	649,541	1,029,944	63.07%
南投県	116,494	127,403	243,897	21,361	265,258	407,295	65.13%
雲林県	181,769	137,871	319,640	36,228	355,868	560,614	63.48%
嘉義県	143,487	95,067	238,554	25,482	264,036	423,954	62.28%
屏東県	230,102	167,682	397,784	36,464	434,248	681,084	63.76%
宜蘭県	122,024	91,645	213,669	17,011	230,680	376,057	61.34%
花蓮県	55,422	77,274	132,696	12,456	145,152	267,021	54.36%
台東県	41,642	54,343	95,985	10,839	106,824	178,589	59.82%
澎湖県	22,710	20,398	43,108	4,523	47,631	91,299	52.17%
金門県	13,113	28,954	42,067	3,516	45,583	123,111	37.03%
連江県	2,444	4,657	7,101	579	7,680	12,008	63.96%
基隆市	81,020	85,877	166,897	7,686	174,583	309,235	56.46%
新竹市	108,541	99,278	207,819	8,524	216,343	352,197	61.43%
嘉義市	61,100	46,682	107,782	4,915	112,697	214,819	52.46%

資料元：中央選挙委員会

<https://db.ccc.gov.tw/Referendum?type=National>

いて勝利した嘉義県、台南市、高雄市、屏東県、澎湖県において賛成票が反対票を上回ることができた一方で、民進党が県市長選挙で敗北した新竹県、苗栗県、南投県、花蓮県、台東県、金門県、連江県、基隆市の八都市では、反対票が賛成票を上回る結果となった。換言すると、泛緑の支持者が多い台湾南部において賛成票が高かった一方で、泛藍の支持者が多い地域では反対票が高く、とりわけ、金門島では約七割の島民が反対票を投じていた。

国民投票が不成立になった要因は、選挙権年齢と被選挙

権年齢を一八歳に引き下げることにについて、国民の意見に隔たりがあつて疑念を抱き、政府側がこの問題を払拭させることができなかつたことである。二〇二二年一月、憲法改正案の賛否を問う国民投票が実施される一月余り前に、財団法人台湾民意基金會は、「今回の一八歳公民権に関する憲法改正案は、総統・副総統および各級地方行政首長（市長や県長）を除き、満一八歳以上の全ての国民が立法委員や県市議員などの選挙に立候補できるとの内容が含まれている。あなたは同意しますか」という質問に対して、非常に同意する一九%、ある程度同意する二八・一%、あまり同意しない二三・三%、全く同意しない二六・二%、分からない三・三%であつたという結果を発表した。<sup>(23)</sup>つまり、約半数の国民は被選挙権年齢を一八歳に引き下げることに對して疑問を抱き、極めて高度な社会的合意を形成することができなかつたのである。

東吳大学の胡博硯教授は今回の統一地方選挙において国民は民進黨を牽制して罰する雰囲気があり、それが国民投票に影響を与え、国民投票において反対票が同意票を上回っている都市では、その傾向がとりわけ強かつたと指摘する。また、伝統的な泛藍の支持者の大半は、若者は民進黨を支持する者が多いと認識しているため、一八歳公民権に對して疑念を抱いていたと主張する。<sup>(24)</sup>台湾師範大学の曲兆祥教授は一部の有権者が一八歳という年齢は社会において成熟しておらず、彼等が政治に参加した場合、社会に不安定を齎すことを憂慮して賛成票を投じなかつたと指摘する。<sup>(25)</sup>この他、東海大学の沈有忠教授は、二〇二三年五月に台湾智库が発表した若者政策に関する世論調査を発表したデータに基づき、国民投票が失敗に終わった要因を次のように主張する。台湾における国民投票は常に政党の対立と動員のための道具であり、国民投票の結果は有権者が政党の立場に賛成であるか否かに左右される。しかし、二〇二二年一月に実施された憲法改正案の賛否を問う国民投票は、同年三月立法院で憲法改正案を提議する段階において反対した立法委員や政党はなかつたにも拘らず、国民投票が予想に反して失敗に終わったのは、一部の政党が若者の政治

参加の問題に対して支持者を納得させるための努力を怠つたためであり、政党の立場と支持者との間に大きな隔たりがあつた。<sup>(26)</sup>

## 七 結語

中華民國憲法は一九四七年に施行されてから二〇〇五年に追加条文第七次改正を公布して国民大会が廃止されるまで、国民大会が憲法改正案を複決して中華民國憲法を改正し、国民が有する国民投票の権利を否定されていた。追加条文第七次改正の公布とそれに伴う国民大会の廃止により、憲法改正案は立法院で可決された後に国民投票に付して再審議されることになり、台湾の政治制度に直接民主制が導入されて国民が直接憲法改正権を行使できるようになった。しかし、追加条文第七次改正で定められている中華民國憲法の改正手続きは、追加条文第六次改正までと比べて成立条件が極めて高く規定された。とりわけ、国民投票で有権者総数の過半数を超える有効賛成票を獲得しなければ憲法改正案が成立しないという条件を付け加えたことは、今後の憲法改正が国民の間で極めて高度な社会的合意を形成して、さらに高い社会参加が実施されなければ成立する見込みはなくなつてしまつたのである。

一八歳公民権に関する憲法改正案は、一八歳と一九歳の若者を政治に参加させて国家の制度と政策をより強固なものにするため、また、日本など世界の民主主義国家の選挙権年齢の基準と合わせるために、激しい対立を繰り返している国民党と民進党の二大政党が協力して、立法院において全会一致で憲法改正案を可決させた。しかし、国家を指導する政府や行政機関を構成する人々は、国民と十分な意思疎通を図り、国民が抱いた一八歳被選挙権に対する疑念と意見の相違を払拭させることができなかつたため、国民投票において憲法改正案が不成立になつたのである。

## 【注】

- (1) 公民投票には全国性公民投票(国民投票)と地方性公民投票(住民投票)の二種類がある。「公民投票法」第二条において国民投票の適用範囲を次のように定めている。(一)憲法に基づく複決、(二)法律の複決、(三)立法原則の創制、(四)重大政策の創制及び複決。「公民投票法」条文、全国法規資料庫網站 <https://law.moi.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0020050>
- (2) 「九合一選挙」とは、中華民国地方公職人員選挙の俗称であり、中華民国の直轄市(台北市、新北市、桃園市、台中市、台南市、高雄市)長選挙、直轄市議会議員選挙、縣市(新竹県、苗栗県、彰化県、南投県、雲林県、嘉義県、屏東県、宜蘭県、花蓮県、台東県、澎湖県、金門県、連江県、基隆市、新竹市、嘉義市)長選挙、縣市議会議員選挙、郷鎮市區長選挙、郷鎮市區民代表選挙、村里長選挙、山地原住民区長選挙、平地原住民区民代表選挙、以上九種類の選挙を同日に行う選挙を指す。二〇二二年の地方公職人員選挙は、台湾全土に合計一七六八カ所の投票所を設置し、六人の直轄市長、一六人の県市長、九一〇人の直轄市及び県市議会議員、二〇四人の郷鎮市區長及び原住民区長、二二九人の郷鎮市區代表及び原住民区代表、七七四八人の村里長、合計一〇三三名の地方公職人員を選出した。黄靖煊「中選會發布九合一大選選舉公告 將選一萬一〇三三位公職」『自由時報電子報』二〇二二年八月一八日。
- (3) 中華民国憲法の改正は、憲法本文を改正するのではなく、憲法本文の後に追加条文(中国語では増修条文)を追補する方式を採っている。
- (4) 注釈(一)において国民投票の適用範囲を示した。例えば、重大政策の複決とは、国民が重大政策に対し投票を通じて意思表示し最終決定するものであると解されている。このため、国民による再議決と訳すこともできる。蔡秀卿「台湾における公民投票制度とその実態」国政レベルを中心に「『政策科学』」第二七巻第四号、二〇二〇年三月、二七一頁を参照。
- (5) 「立法院公報」第一一巻第四二期、院会紀錄、一〇四一〇五頁、陳昀「立院通過一八歳公民權修憲案 將交公民複決」『自由時報電子報』二〇二二年三月二十五日 <https://news.ltn.com.tw/news/politics/breakingnews/3871533> 蔡晉宇「還差一步！一八歳公民權修憲案出立院 待闖公民複決難關」『聯合報電子報』二〇二二年三月二十五日 <https://udn.com/news/story/665616191095> を参照。
- (6) 陳志明「中華民国憲法第七次修正の研究」『大学院紀要』第五六号、二〇〇六年三月、一二九頁、齊光裕著『中華民国憲政發展与修憲』一九四九年以来的変遷』新北：揚智文化、二〇一六年、二一九～二二〇頁を参照。
- (7) 重大政策の創制とは、国民が特定の重大政策につき政府に対し積極的作為により実現するよう投票を通じて意思表示するものであると解されている。蔡秀卿によると、創制と複決の違いは「有権者の主導によるものかどうかにあると理解されている」

と述べている。前掲、蔡秀卿「台湾における公民投票制度とその実態―国政レベルを中心に―」二七一頁を参照。

- (8) 中央選挙委員会公民投票専区「公告憲法修正案公民複決第一案投票結果」二〇二二年二月十九日 <https://web.cec.gov.tw/referendum/cms/news/38630> を参照。

- (9) 前掲、陳志明「中華民国憲法第七次修正の研究」一一一―一三八頁。

- (10) 蔡柱國「台湾の憲法改正について―その原型、改正状況と展望」『白鷗法学』第一四卷一号、二〇〇七年、一三三―三五頁。

- (11) 浅野和生「台湾の憲政改革の経過と現状―「中華民国憲法」改正の経過と残された課題」、中村勝範、涂照彦、浅野和生『アジア・太平洋における台湾の位置』早稲田出版、二〇〇四年、一〇三―一五二頁。

- (12) 若林正丈著『台湾の政治―中華民国台湾化の戦後史(増補新装版)』東京大学出版会、二〇二二年、二六三頁を参照。

- (13) 松田康博「台湾における憲政の展開過程概論―独裁か民主か? 中華民国か台湾か?―」『現代中国研究』第三一号、二〇二一年一〇月、五三頁を参照。

- (14) 張嘉尹「憲改方式的選擇―制憲、修憲與憲法變遷」『新興民主的憲政改造國際研討會』論文集、台北：行政院研究發展考核委員會、二〇〇五年一〇月二八日、六頁、一〇頁、一四頁を参照。

- (15) 蕭高彥「台湾的憲法政治―過去、現在與未來」『二十一世紀評論』二〇〇五年二月号、三八頁を参照。

- (16) 呂炳寬・項程華・楊智傑著『中華民国憲法精義(二〇二二年最新版)』台北：五南圖書出版股份有限公司、二〇二二年、一七頁、一九頁を参照。

- (17) 同上、二〇頁、陳志華著『中華民国憲法概要』台北：三民書局、二〇二二年、四三五頁を参照。

- (18) 呂炳寬・項程華・楊智傑著『中華民国憲法精義(二〇二二年最新版)』三七―三八頁を参照。

- (19) 中華民国憲法第一条と第二条の規定は次の通りである。中華民国憲法第一条「中華民国は三民主義に基づく民有、民治、民享の民主共和国である(中華民国基於三民主義、為民有民治民享之民主共和國)」「中華民国憲法第二条「中華民国の主権は、国民全体に属する(中華民國之主權屬於國民全體)」「中華民国憲法条文、全国法規資料庫網站 <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0000001>

- (20) 中華民国憲法第四条は、領域について次のように規定している。「中華民国の領土は、その固有の領域によるものであり、国民大会の決議を経なければ変更することができない。(中華民國領土依其固有之疆域、非經國民大會之決議、不得變更之。)」固有の領域とは、具体的にどここの地域を指しているのか、或いは国土の範囲はどこまでなのか示されていない。しかし、一九三六年五月に公布された中華民国憲法草案(所謂五五憲章)第四条は、領土に関して次のように定めていた。「中華民国の領



土は、江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、四川、西康、河北、山東、山西、河南、陝西、甘肅、青海、福建、廣東、廣西、雲南、貴州、遼寧、吉林、黑龍江、熱河、チャハル、綏遠、寧夏、新疆、モンゴル、チベットなどの「固有の領域」とする（中華民国領土為江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、四川、西康、河北、山東、山西、河南、陝西、甘肅、青海、福建、廣東、廣西、雲南、貴州、遼寧、吉林、黑龍江、熱河、察哈爾、綏遠、寧夏、新疆、蒙古、西藏等「固有之疆域」）。従って、中華民国憲法制定時における固有の領域とは、五五憲章に示された領域および第二次世界大戦後中華民国の統治下に編入した台湾と澎湖群島である。田上智宜「四大族群と新移民―多文化主義による台湾の社会統合―」東京大学大学院総合文化研究科博士論文、二〇一五年九月、七四～七五頁を参照。

- (21) 中華民国憲法第一七条の規定は次の通りである。「人民は、選挙、罷免、創制、複決の権利を有する（人民有選舉、罷免、創制及複決之權）」前掲、中華民国憲法条文、全国法規資料庫網站 <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A000001>
- (22) 中華民国憲法第二五条の規定は次の通りである。「國民大会は、この憲法の規定により全国の國民を代表して政權を行使する。（國民大會依本憲法之規定、代表全國國民行使政權）」。
- (23) 楊合義「台湾時代の中華民国」、日台関係研究会編『辛亥革命一〇〇年と日本』早稲田出版、二〇一一年、一八二頁を参照。
- (24) 前掲、中華民国憲法条文、全国法規資料庫網站 <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A000001>
- (25) 同上。
- (26) 羅國應「中華民国憲法における憲法改正の限界説と無限界説―大法官解釈四九九号をきっかけに―」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』第二七号、二〇〇九年三月、二二頁を参照。
- (27) 戦後中国大陸において国共内戦が勃発し、戦局の激化に伴い、中華民国は一九四八年四月一日国民大会において共産党の反乱を鎮定するまでの間の緊急事態として総動員体制を敷くため、臨時条項が制定され、五月一〇に公布された。一九四七年一月二二日に中華民国憲法を施行してから僅か四カ月余りで憲法改正を行った際、憲法本文を改正せず、臨時條款が制定された。臨時條款は、国家や人民の緊急事態を避ける、あるいは政治・財政・経済上の大変動に対応するために、憲法の制限を受けることなく、行政院會議の決議を経て、緊急的な処分や戒嚴令の発令などを実施できるものであった。これによって、總統を中心とする行政は立法院の承認を受ける必要がなくなったため、その権力は大幅に強化された。さらに動員戡亂時期の終結は總統自らが宣言することとなったため、通常の憲法機能を停止させて、簡素な法的手続きで總統による権力行使を可能にした。臨時條款は当初効力が二年間とされていたが、中華民国は国共内戦に敗北して一九四九年一月に台湾に逃れた後も台湾で施行され続け、一九九一年に廃止されるまで五回改正された。

- (28) 「動員戡亂時期臨時條款第二次修正」第四項の原文は以下の通りである。「動員戡亂時期、國民大會得制定辦法、創制中央法律原則與複決中央法律、不受憲法第二七條第二項之限制」齊光裕著『中華民國憲政發展与修憲…一九四九年以来的變遷』三四〇頁。
- (29) 「動員戡亂時期臨時條款第二次修正」第五項の原文は以下の通りである。「在戡亂時期、總統對於創制案或複決案認為有必須時、得召集國民大會臨時會討論之。」齊光裕著『中華民國憲政發展与修憲…一九四九年以来的變遷』三四〇頁。
- (30) 國民大會創制複決兩權行使辦法、全国法規資料庫網站  
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?media=print&pcode=A0020015>
- (31) 齊光裕著『中華民國憲政發展与修憲…一九四九年以来的變遷』新北：揚智文化、二〇一六年、一六〇一七頁を参照。山岡規雄「付・台湾の憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の憲法事情』(調査資料二〇〇三―二〇〇三年、一八二頁を参照。
- (32) 前掲、陳志明「中華民國憲法第七次修正の研究」一二七頁を参照。
- (33) 前掲、若林正丈著『台湾の政治…中華民國台湾化の戦後史』(增補新裝版)二二一頁を参照。
- (34) 前掲、羅國應「中華民國憲法における憲法改正の限界説と無限界説―大法官解釈四九九号をきっかけに―」二四頁を参照。
- (35) 前掲、齊光裕著『中華民國憲政發展与修憲…一九四九年以来的變遷』二〇九頁、三六九頁を参照。
- (36) 前掲、陳志明「中華民國憲法第七次修正の研究」二二八頁、淺野相生「中華民國憲法改正の経過と残された課題」『問題と研究』第三四卷二号、二〇〇四年一月、二二―二二頁を参照。
- (37) 諸橋邦彦「台湾第七次憲法改正と憲政改革」『レファレンス』六五五号、二〇〇五年八月、九三頁を参照。
- (38) 前掲、中華民國憲法增修条文、全国法規資料庫網站 <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0000002>
- (39) 同上。
- (40) 前掲、中華民國憲法、全国法規資料庫網站 <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0000001>
- (41) 劉晏齊「從世界潮流到世代正義―下修投票年齡與青少年政治參與」『政法學評論』第一六五期、二〇二二年六月、二三九―二四〇頁を参照。
- (42) 中華民國憲法が公布された後、一九四七年一月から一九四八年一月にかけて中国各地で第一期中央民意代表(第一期國民大會代表、第一期立法委員、第一期監察委員)が選出された。しかし、第一期の任期が満了しないうちに、中華民國政府は国内戦に敗れて全中国大陸の領土を失ったため、中華民國政府に追隨して台湾に渡った第一期中央民意代表たちは自分たちの

選挙区を失い、さらに、任期が満了になっても改選できない状態となった。中華民国政府は国家の法統を守るため、一九四八年国民大会によって採択された臨時条項および一九四九年に公布された戒嚴令を法的根拠として、中央民意代表の改選を凍結した。さらに、一九五四年大法官會議は決議を行い、「大陸反攻、失地の回復」が実現されるまで、第一期民意代表は改選に及ばず、引き続き職権を行使するとした。この結果、第一期中央民意代表は全員終身職となり、永遠に改選の必要のない国会は「万年国会」と嘲られ、また、第一期中央民意代表は年齢とともに老衰し、一九八〇年代に至ると、大多数が職務を果たすことができなくなったため、「老賊」（月給泥棒の老人）や「万年議員」という汚名を付けられた。

(43) 前掲、劉晏齊「從世界潮流到世代正義——下修投票年齡與青少年政治參與」二三九—二四〇頁を参照。

(44) 国民大会秘書処編『第二屆國民大會第四次臨時會実録』台北：国民大会秘書処、一九九四年、九四八頁を参照。

(45) 同上、九一—三頁を参照。

(46) 国民大会秘書処編『第三屆國民大會第二次會議実録（下冊）』台北：国民大会秘書処、一九九九年、一四七七頁を参照。

(47) 同上、一四八一頁を参照。

(48) 張育萌「從「十八歲公民權」社會運動探討法律的時代正義」『全國律師』二六・八期、二〇二二年八月、三六頁を参照。

(49) 同上。

(50) 同上、三六—三七頁を参照。

(51) 台湾は長年に亘って対立する二つの政党により、青（国民党）と緑（民進黨）に分断されてきた。しかし、二〇一〇年代前半にどちらの政党も指導者も支持しない大勢の人々は白いシャツを着て社会運動を起こした。とりわけ、二〇一三年七月、徴兵中で退役を間近に控えた二四歳の陸軍兵士が不審死（上官による虐待で死亡）した事件をきっかけに、軍に対する不信と不満が高まり、市民が主導した大規模な抗議集會が總統府前広場で開催され、最終的に国防部長の更迭と「軍事審査法」が改正される大事件に発展した。趙芷菱「白衫軍運動 公民覺醒掀臺灣茉莉花開」『新紀元』第三四〇期、二〇二三年八月二二日、<https://www.epochweekly.com/b/5/340/12491.htm>

(52) 石原忠浩「台湾内政部をめぐる動向」二〇一四年二月上旬—二〇一五年一月上旬「九合一」選挙後の情勢と陳水扁前總統の「仮釈放」『交流』八八六号、二〇一五年一月、二四頁を参照。

(53) 「公職人員選舉罷免法」第一七条は次のように規定する。「選挙人は別段の規定がない限り、戸籍地の投票所で投票しなければならぬ（選挙人、除另有規定外、應於戶籍地投票所投票。」このため、日本のような期日前投票制度や不在者投票制度という制度がなく、台湾住民が投票するには、戸籍地の指定された投票所に行き、その場で投票する必要がある。「公職人員

- 選舉罷免法」一文、全国法規資料庫網站 <https://law.mof.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0002010>
- (54) 前掲、齊光裕著『中華民國憲政發展与修憲——一九四九年以來的變遷』一三五—二七一頁を参照。竹内孝之・池上寛「二〇一五年の台湾…与国民党の混乱と初の中台首脳会談」『アジア動向年報 (Yearbook of Asian Affairs)』二〇一六年、一八〇—一八一頁を参照。
- (55) 「五二〇新局」就職中華民國第一五任總統 蔡英文演說中、英全文『自由時報電子報』二〇一〇年五月二〇日 <https://news.ltn.com.tw/news/politics/breakingnews/3171248>、蘇永耀、黃欣柏、陳昀、林良昇、吳書緯「蔡宣示憲改 首推一八歲公民權」『自由時報電子報』二〇一〇年五月二一日 <https://news.ltn.com.tw/news/politics/paper/1374198>、林良昇「除了一八歲公民權 藍委也提民法成年定義下修至一八歲」『自由時報電子報』二〇一〇年五月二一日 <https://news.ltn.com.tw/news/politics/breakingnews/3172796> を参照。
- (56) 謝君臨「憲改工程啟動！立法院會通過修憲委員會名單」『自由時報電子報』二〇一〇年一月六日 <https://news.ltn.com.tw/news/politics/breakingnews/3312847> を参照。
- (57) 陳昀「民進黨憲改草案確認 蘇揆：期待讓年輕人更早參與社會」『自由時報電子報』二〇一一年一月二二日 <https://news.ltn.com.tw/news/politics/breakingnews/3712108>、簡惠茹「林飛帆：憲改不單是執政責任 也是朝野共同義務」『自由時報電子報』二〇一一年一月二三日 <https://news.ltn.com.tw/news/politics/breakingnews/3712886>、簡惠茹「民進黨版修憲草案出爐 范雲籲朝野支持並增人權清單」『自由時報電子報』二〇一一年一月二八日 <https://news.ltn.com.tw/news/politics/breakingnews/3718383> を参照。
- (58) 『立法院公報』第一一三卷第三期委員會記錄、四九八—四九九頁、五〇二—五〇五頁を参照。
- (59) 立法院修憲委員會組織規程、全国法規資料庫網站 <https://law.mof.gov.tw/lawclass/all.asp?pcode=a010049> を参照。
- (60) 『立法院公報』第一一三卷第九期委員會記錄、一—二頁を参照。
- (61) 中村裕「台湾、選挙権一八歳以上に引き下げへ 次期総統選にらむ」『日本経済新聞』二〇一二年三月二五日 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOQGM253XR0V20C22A3000000> を参照。
- (62) 「快新聞」『一八歳公民権』一〇九票全數通過！ 相隔一七年再通過修憲、拚年底公民複決』『民視新聞網』二〇一二年三月二五日 <https://www.fvnews.com.tw/news/detail/2022325W0121>、「一八歳公民権修憲通過」下歩公民複決！回顧憲政史上七次修憲』『公視新聞網』二〇一三年三月二五日 <https://news.pts.org.tw/article/573357> を参照。
- (63) 中央選挙委員会「公告憲法修正案公民複決第一案投票日期、投票起、止時間、編號、立法院交付複決事項、政府機關針對憲

- 法修正案公民権複決提出之意見書、公民投票權行使範圍及方式、正反意見支持代表於全國性無線電視頻道發表意見或進行辯論之辦理期間與應遵行之事項等事項」二〇二二年一月二日 <https://2022.ccc.gov.tw/article/?id=M10100&target=%2Farticle%2Fcat%2FC0046> を参照。
- (64) 鍾麗華「一八歳公民権」修憲案今起公告半年 游錫堃盼大家一起當志工」『自由時報電子報』二〇二二年三月二十八日 <https://news.lm.com.tw/news/politics/breakingnews/3873900>、鄭焯「立院今公告一八歳公民権修憲案 游錫堃籲民眾支持」『聯合報電子報』二〇二二年三月二十八日 <https://udn.com/news/story/6656/6196773> を参照。
- (65) 吳書緯「一八歳公民権修憲複決 中選會宣布併九合一大選一月二十六日投票」『自由時報電子報』二〇二二年四月十五日 <https://news.lm.com.tw/news/politics/breakingnews/3894613>、侯俐安「中選會宣布一八歳公民権修憲複決與九合一選舉同天」『聯合報電子報』二〇二二年四月十五日 <https://udn.com/news/story/122682/6242108> を参照。
- (66) 浅野和生「台湾の「公民投票」制度の変容と実際——二〇〇四年三月から二〇二一年二月の公民投票二〇案の検討——」『地方政治研究・地域政治研究』第九号、二〇二二年、一七頁を参照。前掲「公民投票法」条文、全国法規資料庫網站 <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0020050>
- (67) 同上。
- (68) 刑法、全国法規資料庫網站 <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=C0000001> を参照。
- (69) 黃崇祐「一個人大到可以打仗，就足以去投票！一文解析：為何「一八歳公民権」對台灣這麼重要」『今周刊』二〇二二年一月二日 <https://www.businessday.com.tw/article/category/183027/post/202211020066> を参照。
- (70) 小串聡彦「欧州諸国の一六歳選挙権の動向と意義——日本への示唆とは——」『EUSI Commentary』第五七号、二〇一五年八月、一頁を参照。 <https://www.hit-u.ac.jp/kenkyu/eusi/eusicommentary/vol57.pdf>
- (71) アンナ・リユールマン(Anna Lührmann)は二〇〇二年に弱冠一九歳でドイツ連邦議会議員となり、世界最年少の国会議員になった。二〇一五年五月、マイリ・ブラック(Mhairi Black、スコットランド国民党)はグラスゴー大学在学中の二〇歳の時にイギリス総選挙に出馬して当選し、イギリス庶民院の最年少議員となった。二〇一九年一月、エリック・メリロ(Eric Melillo、保守党)はカナダ連邦議会選挙に当選し、弱冠二二歳でカナダ庶民院議員となった。
- (72) 中央選挙委員会公民投票専区「公告憲法修正案公民複決第一案投票結果」二〇二二年一月十九日 <https://web.ccc.gov.tw/referendum/cms/news/38630> を参照。
- (73) 「台湾民意基金會民調」一八歳公民権等為人知的權利曝光 數據曝民意嚴重分歧」『風傳媒綜合報導』二〇二二年一月一日

八日 <https://www.storm.ng/article/4570402>。

(74) 「一八歳公民權修憲複決失敗，學者：選民投票摻入「懲罰民進黨」情緒」【中央通訊社】二〇二三年一月二十八日，<https://www.thenewstiens.com/article/177225>を参照。

(75) 同上。

(76) 沈有忠「青年参政下一步：政黨應肩負青年參政改革的責任」『思想坦克』二〇二三年五月二十九日 <https://voicetank.org/%E9%9D%92%E5%B9%B4%E5%8F%83%E6%94%BF%E4%B8%8B%E4%B8%80%E6%AD%A5%E6%94%BF%E9%BB%A8%E6%87%89%E8%A9%E8%B2%A0%E9%9D%92%E5%B9%B4%E5%8F%83%E6%94%BF%E6%94%B9%E9%9D%A9%E7%9A%84%E8%B2%AC%E4%BB%BB/>